

議第 8 号

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則について

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和4年3月22日提出

岐阜県教育委員会

教育長 堀 貴 雄

(提案理由)

- ・ 連携型中学校の閉校に伴い、所要の規定整備を行うため。
- ・ 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布に伴い、所要の規定整備を行うため。
- ・ 成年年齢引き下げに伴い、所要の規定整備を行うため。

< 根拠法令 >

教育長に対する権限の委任等に関する規則

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。)第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。)の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十まで 略

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

十二から二十まで 略

2 略

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則の概要

1 前提となる事実

- (1) 令和4年3月31日をもって、西濃地区連携型中高一貫校の揖斐川町立坂内中学校が閉校するため、所要の改正を行う。
- (2) 学校教育法施行規則が改正され、学校間連携及び定通併修の対象に「総合的な探究の時間」が追加されたため、所要の改正を行う。
- (3) 令和4年4月1日に改正民法が施行され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられる。いまだ経済的に自立していない成年年齢に達した生徒について、引き続き父母等の支援が必要であることから、退学等の手続について所要の改正を行う。

2 改正内容

(1) 連携型中高一貫校の閉校に伴う改正

連携型中高一貫校のうち、「揖斐川町立坂内中学校」を削除
(第6条の2)

(2) 学校教育法施行規則改正に伴う改正

- ・生徒が在学する高等学校以外の高等学校において科目の単位を修得した場合に、当該修得した単位数を当該生徒の在学する高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる対象に「総合的な探究の時間」を追加
(第13条の3)
- ・定時制の課程又は他の通信制の課程との併修についても同様に「総合的な探究の時間」を追加
(第13条の4)

(3) 成年年齢引下げに伴う改正

- ・成年年齢に達した後の生徒の父母等も「保護者」に含まれるよう、「保護者」の定義を新たに規定
(第10条)
- ・「保護者から」願い出るとされていた諸手続について、「保護者と連署の上、」願い出ることとし、それに伴い様式も改正
(第40条、第41条、第42条、第42条の2、第43条の4、第46条)

3 施行日

令和4年4月1日

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年 月 日

岐阜県教育委員会

教育長 堀 貴雄

岐阜県教育委員会規則第 号

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

岐阜県立高等学校管理規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項の表岐阜県立揖斐高等学校の項中「揖斐川町立坂内中学校」を削る。

第十条中「あたつては」を「当たつては」に改め、「保護者」の下に「（生徒に対して親権を行う者又は未成年後見人をいい、当該生徒が成年者であつて独立の生計を営むものでない場合は、これらに準ずる者をいう。以下同じ。）」を加える。

第十三条の三第一項及び第二項並びに第十三条の四第一項から第三項までの規定中「科目」の下に「又は総合的な探究の時間」を加える。

第四十条、第四十一条第一項、第四十二条、第四十二条の二、第四十三条の四第一項及び第四十六条第一項中「保護者から」を「保護者と連署の上、」に改める。

別記第十二号様式及び別記第十三号様式を次のように改める。

第12号様式（第40条、第41条、第42条、第43条の4関係）

転学、転籍、転科、退学、休学、復学、再入学願

次の理由により 年 月 日付をもって したいと思いますので許可
を申請します。

理 由

転学
転籍先名
転科

休学期間

年 月 日

岐阜県立 高等学校長様

第 学年 組

氏 名

保護者 氏 名

第13号様式（第42条の2関係）

留 学 願

次の理由により 年 月 日付をもって留学したいと思いますので許可を申請
します。

理 由

留 学 先

留学期間

年 月 日

岐阜県立 高等学校長様

第 学年 組

氏 名

保護者 氏 名

附 則

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 平成三十一年三月三十一日までに高等学校に入学した生徒に係る教育課程についての改正後の第十三条の三及び第十三条の四の規定の適用については、これらの規定中「総合的な探究の時間」とあるのは、「総合的な学習の時間」とする。

目次 略

(新)

第一章及び第二章 略

第三章 教育活動

第六条 略

(教育課程の連携)

第六条の二 次の表の上欄に掲げる学校（以下この条において「連携型高等学校」という。）の校長は、規則第八十七条第一項の規定により、同表の下欄に掲げる中学校（以下この条において「連携型中学校」という。）における教育との一貫性に配慮した教育を施すため、連携型中学校の校長とあらかじめ協議し、教育課程を編成するものとする。

2 略	岐阜県立揖斐高等学校
略	揖斐川町立揖斐川中学校 揖斐川町立北和中学校 揖斐川町立谷汲中学校

第七条から第八条まで 略

第四章 教科書及び教材

第九条 略

(教材の経済的負担の軽減)

第十条 校長は、教材の選定に当たっては、保護者（生徒に対して親権を行う者又は未成年後見人をいい、当該生徒が成年者であつて独立の生計を営むもので

目次 略

(旧)

第一章及び第二章 略

第三章 教育活動

第六条 略

(教育課程の連携)

第六条の二 次の表の上欄に掲げる学校（以下この条において「連携型高等学校」という。）の校長は、規則第八十七条第一項の規定により、同表の下欄に掲げる中学校（以下この条において「連携型中学校」という。）における教育との一貫性に配慮した教育を施すため、連携型中学校の校長とあらかじめ協議し、教育課程を編成するものとする。

2 略	岐阜県立揖斐高等学校
略	揖斐川町立揖斐川中学校 揖斐川町立北和中学校 揖斐川町立谷汲中学校 揖斐川町立坂内中学校

第七条から第八条まで 略

第四章 教科書及び教材

第九条 略

(教材の経済的負担の軽減)

第十条 校長は、教材の選定にあつては、保護者

ない場合は、これらに準ずる者をいう。以下同じ。）の経済的負担の軽減について特に考慮しなければならない。

第十一条及び第十二条 略

第五章 単位の認定及び卒業の認定

第十三条及び第十三条の二 略

(学校間連携)

第十三条の三 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長の定めるところにより他の高等学校において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該生徒の在学する学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

2 前項の規定により、生徒が他の学校において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得する場合には、当該他の学校の校長は、当該生徒について一部の科目又は総合的な探究の時間の履修を許可することができる。

3 略

(定時制の課程又は他の通信制の課程との併修)

第十三条の四 岐阜県通信教育実施校の校長は、当該通信制の課程の生徒が、当該校長の定めるところにより当該学校の定時制の課程又は他の高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該実施校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

2 定時制の課程を置く学校の校長は、当該学校の定時制の課程の生徒が、当該校長の定めるところにより、当該学校の通信制の課程又は他の高等学校の通信制の課程において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該定時制の課程を置く学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

3 前二項の規定により、学校の通信制の課程又は定時制の課程の生徒が当該学校の定時制の課程若しくは通信制の課程又は他の学校の定時制の課程若しくは通信制の課程において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得する場合には、当該生徒が一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得し

て特に考慮しなければならない。

第十一条及び第十二条 略

第五章 単位の認定及び卒業の認定

第十三条及び第十三条の二 略

(学校間連携)

第十三条の三 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長の定めるところにより他の高等学校において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該生徒の在学する学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

2 前項の規定により、生徒が他の学校において一部の科目の単位を修得する場合には、当該他の学校の校長は、当該生徒について一部の科目の履修を許可することができる。

3 略

(定時制の課程又は他の通信制の課程との併修)

第十三条の四 岐阜県通信教育実施校の校長は、当該通信制の課程の生徒が、当該校長の定めるところにより当該学校の定時制の課程又は他の高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該実施校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

2 定時制の課程を置く学校の校長は、当該学校の定時制の課程の生徒が、当該校長の定めるところにより、当該学校の通信制の課程又は他の高等学校の通信制の課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該定時制の課程を置く学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

3 前二項の規定により、学校の通信制の課程又は定時制の課程の生徒が当該学校の定時制の課程若しくは通信制の課程又は他の学校の定時制の課程若しくは通信制の課程において一部の科目の単位を修得する場合には、当該生徒が一部の科目の単位を修得し

ようとする課程を置く学校の校長は、当該生徒について一部の科目又は総合的な探究の時間の履修を許可することができる。

4 略

第十三条の五から第十四条まで 略

第六章及び第七章 略

第八章 入学、休学、転学、退学及び留學

第三十五条から第三十九条まで 略

(転学、転籍、転科及び退学)

第四十条 転学、転籍、転科又は退学をしようとする者は、転学、転籍、転科、退学、休学、復学、再入学願(別記第十二号様式)により保護者と連署の上、校長に願い出なければならぬ。

(休学)

第四十一条 病気その他やむを得ない理由により、休学しようとするときは、転学、転籍、転科、退学、休学、復学、再入学願(別記第十二号様式)により保護者と連署の上、校長に願い出なければならぬ。この場合において、その理由が病気であるときは、医師の診断書を添えなければならない。

2 略

(復学)

第四十二条 休学中の者が、その理由がなくなつたことにより復学しようとするときは、転学、転籍、転科、退学、休学、復学、再入学願(別記第十二号様式)により保護者と連署の上、校長に願い出なければならぬ。この場合において、病気によるものについては、医師の診断書を添えなければならない。

(留学)

第四十二条の二 規則第九十三条第一項の規定による留学の許可(以下「留学の許可」という。)を受けようとする者は、留学願(別記第十三号様式)により保護者と連署の上、校長に願い出なければならぬ。

ようとする課程を置く学校の校長は、当該生徒について一部の科目の履修を許可することができる。

4 略

第十三条の五から第十四条まで 略

第六章及び第七章 略

第八章 入学、休学、転学、退学及び留學

第三十五条から第三十九条まで 略

(転学、転籍、転科及び退学)

第四十条 転学、転籍、転科又は退学をしようとする者は、転学、転籍、転科、退学、休学、復学、再入学願(別記第十二号様式)により保護者から校長に願い出なければならぬ。

(休学)

第四十一条 病気その他やむを得ない理由により、休学しようとするときは、転学、転籍、転科、退学、休学、復学、再入学願(別記第十二号様式)により保護者から校長に願い出なければならぬ。この場合において、その理由が病気であるときは、医師の診断書を添えなければならない。

2 略

(復学)

第四十二条 休学中の者が、その理由がなくなつたことにより復学しようとするときは、転学、転籍、転科、退学、休学、復学、再入学願(別記第十二号様式)により保護者から校長に願い出なければならぬ。この場合において、病気によるものについては、医師の診断書を添えなければならない。

(留学)

第四十二条の二 規則第九十三条第一項の規定による留学の許可(以下「留学の許可」という。)を受けようとする者は、留学願(別記第十三号様式)により保護者から校長に願い出なければならぬ。

第四十二条の三から第四十三条の三まで 略

(再入学)

第四十三条の四 除籍された者が、再入学を希望するときは、当該除籍の日から一年以内に転学、転籍、転科、退学、休学、復学、再入学願（別記第十二号様式）により保護者と連署の上、校長に願い出なければならぬ。

2 略

第九章 略

第十章 寄宿舎

(寄宿舎)

第四十六条 寄宿舎の入舎又は退舎については、保護者と連署の上、校長に願い出なければならぬ。

2 略

第十一章及び第十二章 略

付則 略

別表 略

別記

第1号様式から第11号様式まで 略

第四十二条の三から第四十三条の三まで 略

(再入学)

第四十三条の四 除籍された者が、再入学を希望するときは、当該除籍の日から一年以内に転学、転籍、転科、退学、休学、復学、再入学願（別記第十二号様式）により保護者から校長に願い出なければならぬ。

2 略

第九章 略

第十章 寄宿舎

(寄宿舎)

第四十六条 寄宿舎の入舎又は退舎については、保護者から校長に願い出なければならぬ。

2 略

第十一章及び第十二章 略

付則 略

別表 略

別記

第1号様式から第11号様式まで 略

第12号様式（第40条、第41条、第42条、第43条の4関係）

転学、転籍、転科、退学、休学、復学、再入学願

_____次
_____の理由により _____年 _____月 _____日付をもって _____したいと思いま

すので許可を申請します。

理 由

転学

転籍先名

転科

休学期間

年 _____月 _____日

岐阜県立 高等学校校長様

第 _____学年 組

氏 名 _____

保護者 氏 名 _____

第12号様式（第40条、第41条、第42条及び第43条の4関係）

転学、転籍、転科、退学、休学、復学、再入学願

第 _____学年 組
_____氏 名

_____上記の者次の理由により _____年 _____月 _____日付をもって _____させたいと思いま

すので許可を申請します。

理 由

転学

転籍先名

転科

休学期間

年 _____月 _____日

岐阜県立 高等学校校長様

保護者 氏 名 _____

第13号様式 (第42条の2 関係)

留 学 願

次の理由により 年 月 日付をもって留学したい と思ひますの

で許可を申請します。

理 由

留 学 先

留学期間

年 月 日

岐阜県立 高等学校長様

第 学年 組

氏 名

保護者 氏 名

第13号様式 (第42条の2 関係)

留 学 願

第 学年 組
氏 名

上記の者を次の理由により 年 月 日付をもって留学させたい と思ひますの

で許可を申請します。

理 由

留 学 先

留学期間

年 月 日

岐阜県立 高等学校長様

保護者 氏 名

氏 名

氏 名